

銚子市漁業協同組合地方卸売市場

業務規程

銚子市漁業協同組合

目 次

第1章	総則	
	第1条 (趣旨)	1
	第2条 (市場の名称、位置及び面積)	1
	第3条 (取扱品目)	1
	第4条 (開場の期日)	1
	第5条 (開場の時間)	1
	第6条 (市場関係者への通知)	1
第2章	市場関係事業者	
第1節	卸売業者	
	第7条 (卸売業者)	1
第2節	買受人	
	第8条 (買受人の承認)	2
	第9条 (承認の基準)	2
	第10条 (名称変更等の届出)	2
	第11条 (買受人の承認の取り消し等)	2
	第12条 (契約等)	3
	第13条 (保証金の扱い)	3
	第14条 (買受人組合)	4
第3章	売買取引及び決済の方法	
	第15条 (売買取引の原則)	4
	第15条の2 (売買取引の方法)	4
	第16条 (販売方法の変更)	4
	第17条 (売買取引の単位)	4
	第18条 (秘密取引の禁止)	4
	第19条 (指値ある受託物品)	5
	第20条 (入札の方法)	5
	第21条 (敷札入札)	5
	第22条 (異議の申立)	5
	第23条 (差別的取扱の禁止)	5
	第24条 (卸売の相手方の制限)	5
	第25条 (販売の順位)	6
	第26条 (物品取引の下見)	6
	第27条 (卸売物品の引取)	6
	第28条 (売買取引の制限)	6
	第29条 (衛生上有害物品等の売買禁止)	6
	第30条 (開設者による卸売予定数量の公表)	6
	第31条 (受託の通知)	7
	第32条 (仕切金の支払)	7
	第33条 (物品の移動禁止)	7
	第34条 (委託手数料の率)	7
	第35条 (買受代金の支払義務)	7
	第36条 (買付金限度額)	7
	第37条 (信用保証額)	8

	第 38 条（卸売代金の変更の禁止）	8
	第 39 条（卸売業者の買受物品等の制限）	8
第 4 章	卸売業務に関する品質管理	
	第 40 条（品質管理の責任者の設置）	8
	第 41 条（品質管理の高度化）	8
第 5 章	監督	
	第 42 条（報告等）	8
	第 43 条（勧告）	8
第 6 章	市場取引委員会	
	第 43 条の 2（市場取引委員会の設置）	9
	第 43 条の 3（所掌事務）	9
	第 43 条の 4（組織及び委員）	9
	第 43 条の 5（委員の任期）	9
	第 43 条の 6（委員長）	9
	第 43 条の 7（庶務）	9
	第 43 条の 8（規則への委任）	9
第 7 章	雑則	
	第 44 条（市場の秩序の保持等）	9
	第 45 条（施設の使用指定）	10
	第 46 条（原状変更等の禁止）	10
	第 47 条（補修弁済）	10
	第 48 条（清潔の保持）	10
	第 49 条（関係規定の制定）	10
	買受人章着用規程	11
	銚子市漁業協同組合地方卸売市場業務品質管理要領	12

卸売市場業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 銚子市漁業協同組合（以下「組合」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名称	銚子市漁業協同組合地方卸売市場	位置	面積
第1卸売場	千葉県銚子市飯沼町186番地61		10,295.61㎡
第2卸売場	千葉県銚子市川口町1丁目6,278番地		6.165㎡
第3卸売場	千葉県銚子市川口町2丁目6,528番地		12.400㎡
			(62.3)

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、生鮮冷凍魚貝そう類及びその加工品とする。

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

第1卸売場	毎日曜日
第2卸売場	毎日曜日
第3卸売場	毎日曜日
年末年始	12月31日～1月3日

2. 開設者は、前項の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。但し、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

午前7時から午後5時まで

2. 売買開始の時刻は、サイレンをもって通知する。

(市場関係者への通知)

第6条 開設者は、開設の期日、時間を変更しようとするときは、市場掲示板に掲示し、関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 市場における取扱品目の卸売業務は、開設者である組合が行うものとする。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第8条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した買受人承認申請書及び身分を明らかに証明するものを開設者が認めた買受人組合等を経由し、開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称、商号、住所及び経歴
 - (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額、及び役員の氏名
 - (3) 買付金限度額（消費税額を含む。以下同じ）
 - (4) その他必要事項
3. 第1項の承認の有効期間は、3ヵ年とする。

(承認の基準)

第9条 開設者は前条第1項の承認を受けようとする者が、次の各号の何れかに該当する者であるときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 次の条件を具備しない者
 - イ 身元が確実で業務について経験を有する者
 - ロ 第13条に規定する保証金を納付することができ、且つ卸売の相手方として必要な資力信用があることを開設者が認めた者
 - ハ 個人の買受人は、開設者が認める連帯保証人4名以上あるもの。又は、開設者が認める買受人が所属する組合の理事個人全員が連帯保証するもの。
法人の買受人は、法人の役員個人全員が連帯保証人となり、且つ、その他開設者が認める連帯保証人4名以上あるもの。又は、法人の役員個人全員が連帯保証人となり、且つ、その他開設者が認める買受人が所属する組合の理事個人全員が連帯保証するもの。
上記の連帯保証については、開設者が認める金融機関の債務保証を持って、これに代えることが出来るもの。
 - ニ 店舗を設けて魚貝類販売業を営むものにあつては、食品衛生法に基づく営業許可を受けた者
- (2) 第11条の規定に基づく承認の取り消しを受けた後1年を経過しない者
- (3) 破産者で復権を得ていない者
- (4) 成年被後見人及び被保佐人

(名称変更等の届出)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は、次の各号の何れかに該当する場合には、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、又は住所を変更したとき
 - (2) 法人にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき
 - (3) 買受人としての業務を廃止しようとするとき
2. 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取り消し等)

第11条 開設者は、買受人が次の各号の何れかに該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

- (1) 第9条の規定に該当することとなったとき
 - (2) 虚偽の申請により買受人の承認を受けたとき
 - (3) 第8条第3項の期間を経過したとき
 - (4) 開設者が別に定める年間責任買付額に達しないとき
- 但し、開設者が特にやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

2. 開設者は、買受人が次の各号の何れかに該当することとなったときは、買受人又は買受人の資格を有する連帯保証人に対し、1年以内の期間を定め、この市場における売買取引の全部又は一部を制限し、又は承認を取り消すことができる。
 - (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき
 - (2) 買受代金（入札によって買い受けた場合にあつては、買い受けた額に消費税額を加えた額、その他の場合にあつても、消費税額を含む額とする。以下同じ）の支払を怠ったとき
 - (3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠ったとき
 - (4) 正当な理由がなくて引続き1年以上休業したとき
 - (5) 開設者の許可を受けないで、開設者が別に定める区域内において、仲買の目的で生鮮冷凍魚貝そう類の買付をしたとき
 - (6) 市場で業務停止処分を受けた買受人の買付を代行したとき
 - (7) 第10条の届出の義務を怠ったとき
 - (8) 第13条第4項の規定による納付が完了しないとき
 - (9) 第35条第2項の規定による支払いを怠ったとき

（契約等）

- 第12条 買受人は、売買取引約定書及び保証金を差し入れ、個人の買受人は、開設者が認める連帯保証人4名以上と連帯保証する保証書を添え、又法人の買受人は、法人の役員個人全員が連帯保証人となり、且つ、その他開設者が認める連帯保証人4名以上と連帯保証する保証書を添え、売買契約[通常]を締結するものとする。若しくは、個人の買受人は、開設者が認める買受人が所属する組合の理事個人全員が連帯保証する保証書を添え、又法人の買受人は、法人の役員個人全員が連帯保証人となり、且つ、その他開設者が認める買受人が所属する組合の理事個人全員が連帯保証する保証書を添え、売買契約[通常]を締結するものとする。
- 上記の連帯保証については、開設者が認める金融機関の債務保証を持って、これに代えることが出来る。
2. 買受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、予め買受人組合等を経由し、開設者に届け出て承認を受けなければならない。

（保証金の扱い）

- 第13条 保証金は、50万円以上を現金で納付するものとする。
- 但し、保証金は1口25万円とする。
2. 年間買付額（消費税額を含む）5,000万円以上の買受人は、買付額の1%相当額の保証金を納付するものとする。
 3. 保証金に対する利息は、毎年開設者の前事業年度末の銀行定期預金（1ヵ年もの）の利率を乗じたものを当該事業年度末に支払うものとし、千葉県信用漁業協同組合連合会の買受人口座に振り込むものとする。
 4. 保証金は、買受人が買受代金の支払いを怠ったときは、その債務に充当できるものとし、充たにより保証金が不足した場合は、開設者の指定する期間内に不足金額を買受人は追加納付するものとする。
 5. 前項の追加納付が完了しない買受人は、納付が完了するまで市場の取引に参加することができないものとする。
 6. 開設者が、特に必要と認め、契約期間中に保証金を増額しなければならない場合は、これを特別保証金として3ヶ月以上据え置くものとし、その期間の利息はつけないものとする。
但し、上記の期間を経過した場合は、開設者が認めた場合に限り、これを減額することができるものとする。
 7. 特別保証金を別途に納付する法人、個人については、開設者が認める連帯保証人2名を連記の上、売買契約[特別]を締結するものとする。
 8. 前項の特別保証金を納付する買受人は、第12条に定める売買取引約定書を新たに開設者へ

差し入れるものとする。

(買受人組合)

第14条 買受人が、買受人をもって組織する組合を設立したときは、その規約、役員の名、組合員名簿を開設者に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第15条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第15条の2 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 銚子市漁業協同組合に水揚されるすべての品目 入札
2. 卸売業者は、前項第1号について、次の各号に掲げる場合であつて、開設者が入札の方法により卸売をすることが不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。
 - (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手が少数である場合
 - (4) 当該市場における入荷量が著しく多か、又は入荷した品目又は品質が特殊であるため残品を生ずる恐れがある場合
 - (5) 入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (6) 出漁漁船に対する餌料として供給する場合
 - (7) 卸売業者と買受人との間において、予め締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - (8) 前各号に掲げるものの他、入札の方法によることが著しく困難であると開設者が認めた場合

(販売方法の変更)

第16条 卸売業者は、前条第2項により卸売の方法を変更しようとする場合には、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

- (1) 相対取引により卸売しようとする物品の品目及び数量
- (2) 入札の方法によることが著しく不適當である理由

(売買取引の単位)

第17条 売買取引の単位は重量による。但し、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止)

第18条 卸売の売買取引は、袖の下、耳やり等の秘密の方法によって行ってはならない。

2. 卸売の売買取引は、金額による。但し、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。
3. 前項の符号を用いようとするときは、その符号を掲示するものとする。

(指値ある受託物品)

第19条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税額を含まない。以下同じ)のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2. 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(入札の方法)

第 20 条 入札は、その販売物品について、品種、数量その他必要な事項を掲示し、または呼びあげた後入札人に対し、所定の入札用紙に商号、入札金額（消費税額を含まない。以下同じ）その他指定事項を記載させて、これを行うものとする。

2. 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人を以って落札人とする。
3. 最高価格の入札人が 2 人以上あるときは、抽選その他適宜の方法により落札人を決定する。
4. 落札人が決定したときは、直ちにその価格及び氏名又は商号を呼び上げるか、または明示しなければならない。
5. 入札が、次の各号いずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 入札人を確認できないもの
 - (2) 入札金額その他指定事項が不明なもの
 - (3) 入札に際して不正行為があったもの

(敷札入札)

第 21 条 卸売業者は、入荷量及び入札状況から不当な価格が生ずるおそれがあると認めるときは、その旨を表示して敷札（止札）（消費税を含まない。以下同じ）を置くことができる。

2. 開札の結果、敷札以上の入札がなかったときは、最高価格の入札人と卸売業者及び出荷者とが協議のうえ取引価格を決定する。

(異議の申立)

第 22 条 入札に参加した者が、落札について異議があるときは、直ちに開設者にその旨を申し立てることができる。

2. 開設者は、前項の申立について正当な事由があると認めるときは、再入札を指示することができる。

(差別的取扱の禁止)

第 23 条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱をしてはならない。

2. 開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売業者やその他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第 24 条 卸売業者は、買受人以外のものに対して卸売をしてはならない。但し、次の各号に掲げる特別な事情がある場合にあって、当該市場の買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は出荷された品種又は数量が特殊であるため残品を生ずる恐れのある場合
- (2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- (3) 第 15 条の 2 第 2 項 6 号に掲げる場合
- (4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売業務を行う者との間において、予め契約した集荷の共同化、その他の卸売業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1 ヶ月以上のものに限る）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められている場合であって、市場取引委員会の審議を経て当該市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認められた場合
- (5) 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間において、予め締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品卸売業者等に

- 対して販売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1ヶ月以上1年未満）が定められている場合
- (6) その他この組合の事業に供する場合

（販売の順位）

- 第 25 条 卸売業者は、販売できる時刻までに到着した物品は、その当日に販売するものとする。
2. 販売の順位は、その物品が市場に到着した順位による。
 3. 前各号によることが困難な事由があるときは、この限りではない。

（物品取引の下見）

- 第 26 条 市場における売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。
2. 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、出荷者、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

（卸売物品の引取）

- 第 27 条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引取らなければならない。
2. 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取を怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
 3. 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税を含む。以下同じ）が引取りを怠った買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

（売買取引の制限）

- 第 28 条 開設者は、第 18 条の規定に違反する行為が認められた場合、又は不当な価格を生じ、若しくは生じる恐れがあると認めたときは、その売買を差止又は再入札を指示することができる。

（衛生上有害物品等の売買禁止）

- 第 29 条 開設者は、衛生上有害な物品及び法令等で採捕を禁じられた物品（以下「衛生上有害な物品等」という）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。
2. 衛生上有害な物品等は、市場において販売し、又は販売の目的を持って所持してはならない。
 3. 開設者は、衛生上有害な物品等の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

（開設者による卸売予定数量の公表）

- 第 30 条 開設者は、その日の卸売のための販売開始時刻までに、その日販売される物品について、主要な品目及び数量を市場内の見易い場所に掲示するものとする。
2. 開設者は、その日に卸売された物品について、主要な品目の数量及び価格（消費税額を含む。以下同じ）を公表するものとする。この場合価格については、高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。
 3. 開設者は、毎月 15 日までに、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び前月の奨励金等の種類ごとの交付額を公表するものとする。
 4. 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、公表しなければならない。
 - (1) 営業日及び営業時間
 - (2) 取扱品目
 - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
 - (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
 - (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託の通知)

第 31 条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、検収を確実にし、直ちに委託者に対し受領した日、物品の種類、数量その他必要事項を通知するものとする。但し、即日売買仕切書を送付する場合には、これを以ってその通知に代えることができる。

(仕切金の支払)

第 32 条 卸売業者は、受託物品を卸売したとき、受託者に対し所定の手数料（消費税額を含む）を差引の上、卸売した日より 4 日目に販売仕切金（消費税を含む）を支払うものとする。但し特約がある場合は、この限りではない。

(物品の移動禁止)

第 33 条 受託物品は、取引の終了までは、卸売業者の承認がなければ、汚損等による換魚、位置、配列の変更又は市場外に搬出する等のことをしてはならない。

(委託手数料の率)

第 34 条 卸売業者が、委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税額を含まない）に次に掲げる率を乗じて得た金額に消費税相当額を含んだ金額とする。生鮮冷凍魚貝そう類及びその加工品について 100 分の 3 以上。

(買受代金の支払義務)

第 35 条 買受人は、卸売業者から買受けた物品代金（入札により買受けた場合にあつては、買受けた額に、消費税額にあたる額を加えた額、その他の場合にあつては、消費税額を含む額とする。）を、買受けた日より 9 日以内に支払わなければならない。

2. 買受人は、第 36 条に規定する買付金限度額を超えて買受けたときは、その超えた買受代金は、前項の支払猶予期間内であっても、直ちに支払わなければならない。
3. 買受人は、買受代金その他卸売業者に対して支払うべき金銭の支払を怠ったときは、その支払日の翌日から年 14.6%の割合で過怠金を支払い、且つ、これによって生じた損害を弁償するものとする。

(買付金限度額)

第 36 条 開設者が、買受人に対する買付金限度額について、債権保全の為必要と認めた場合は、買受人またはその連帯保証人となる者より物件を徴求し、当該物件に対し根抵当権又は質権を設定するものとする。また当該物件の評価額は、開設者の認めるところによる。

2. 前項の評価額については、次の各号に準ずるものとする。
 - (1) 不動産は時価の 7 割以内
 - (2) 第 13 条に定める保証金の 5 倍以内
 - (3) 第 13 条の 7 項に定める特別保証金の 5 倍以内
 - (4) 第 13 条の 7 項に定める特別保証金を納付した場合は、第 36 条 2 項の (2) 及び (3) を加えた合計額とする。

(信用保証額)

第 37 条 売買契約[通常]における買受人及び連帯保証人の保証する信用保証額は、買付限度額の 1.5 倍とする。

2. 第 13 条 7 項に定める売買契約[特別]の買受人及び連帯保証人の保証する信用保証額は、第 37 条 1 項の保証額を除く一切の債務を保証することとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第 38 条 卸売業者は、卸売した物品の代金（消費税額を含む）については、正当な理由があると認めるときでなければ、これを変更してはならない。

（卸売業者の買受物品等の制限）

第 39 条 卸売業者が許可に係る部類に属する販売をした場合、当該物品の販売委託の引き受け及び買い取りはできないものとする。

第 4 章 卸売業務に関する品質管理

（品質管理の責任者の設置）

第 40 条 市場における取扱品の品質管理を推進するため、市場長を品質管理責任者として設置する。

（品質管理の高度化）

第 41 条 品質管理の高度化を図る為に、銚子市漁業協同組合地方卸売市場業務品質管理要領を別に定め、これを遵守する。

第 5 章 監督

（報告等）

第 42 条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2. 開設者は、必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。
3. 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出しなければならない。
4. 卸売業者は、前項により作成した事業報告に係る貸借対照表若しくは損益計算書について、閲覧の申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（勧告）

第 43 条 開設者は、市場における買受人の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し、その業務に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

第 6 章 市場取引委員会

（市場取引委員会の設置）

第 43 条の 2 銚子市漁業協同組合地方卸売市場における売買取引に関し、必要な事項を調査審議させるため、市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 43 条の 3 委員会は、この業務規定の変更（千葉県卸売市場条例第 3 条第 3 号から第 7 号までに掲

げる事項に限る。) に関し、開設者に意見を述べることができる。

2. 委員会は、銚子市漁業協同組合地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べるすることができる。

(組織及び委員)

第 43 条の 4 委員会は、20 人以内で組織する。

2. 委員会は、生産者、買受人、廻船問屋その他利害関係者及び学識経験のある者の内から、開設者が委嘱する。
3. 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 43 条の 5 委員の任期は、3 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2. 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第 43 条の 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は、会務を総理する。
3. 委員長に事故があるときは、予めその指名する委員がその責務を代理する。

(庶務)

第 43 条の 7 委員会の庶務は、銚子市漁業協同組合において処理する。

(規則への委任)

第 43 条の 8 第 43 条の 2 から前条までに定めるものの他、市場取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第 7 章 雑則

(市場の秩序の保持等)

第 44 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2. 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めたときは、市場入場者に対し、適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(施設の使用指定)

第 45 条 市場利用者が、市場内で使用する用地、建物、その他施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者が指定する。

2. 前項の市場施設の使用料（消費税額を含む。）は、次の通りとする。

通過物使用料	鮮魚貝	1kg につき	1 円以内
	冷凍魚	1kg につき	1 円以内
	加工品その他	1kg につき	1 円以内

(2) 前号以外の市場施設の使用料については別に定める。

3. 通過物使用料は、荷送人、荷扱人又は受取人が通過物を引取る際に、これを納付しなければならない。

4. 通過物使用料を納付しないときは、当該物品の通過を拒絶することができる。

(原状変更等の禁止)

第46条 市場施設の利用者は、当該施設の用途又は原状を変更してはならない。

(補修弁済)

第47条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし又はそれに関わる費用を弁済しなければならない。

(清潔の保持)

第48条 市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し、保健衛生上又は場内整理上支障のないよう留意すると共に、これに関する開設者の指示に従うものとする。

(関係規定の制定)

第49条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附則 この規程は昭和57年4月1日から実施する。

改正	平成18年1月11日
〃	平成26年3月7日
〃	平成26年8月29日
〃	平成27年5月18日
〃	令和1年10月1日
〃	令和2年6月18日

買受人章着用規程

第1条 銚子市漁業協同組合地方卸売市場（以下「市場」という。）における取引の公正円滑を図る為、買受人章及び買受人従事者章を作成し、これの着用について定めるものとする。

第2条 市場は買受人に対し、買受人章を交付するものとする。

第3条 市場は、買受人の家族又は従業員であって市場の取引に参加する者に対し、2名を限度として買受人従事者章を交付するものとする。

第4条 買受人及び買受人従事者は、市場内においては市場指定買受人用帽子の所定の場所へ、買受人章または買受人従事者章を取り付け、必ず市場指定買受人用帽子を被り取引に参加することとする。

第5条 買受人及び買受人従事者が、指定買受人用帽子を被らないで入札した場合は無効とする。

第6条 買受人章及び買受人従事者章、市場指定買受人用帽子を他に貸与することはできないものとする。

(2) 前項に違反した場合は、業務規程11条2項の(1)を適用し、厳しい措置をとるものとする。

第7条 指定買受人用帽子、買受人章及び買受人従業者章を汚損又は紛失した場合は、直ちに所属組合を經由して再交付申請をし、再交付を受けるものとする。

附則 この規程は、昭和60年4月1日より実施する。

(参考) 業務規程第11条2項の(1)(抜粋)

開設者は、買受人が次の各号の何れかに該当することとなったときは、買受人または買受人の資格を有する連帯保証人に対し、1年以内の期間を定めこの市場における売買取引の全部または一部を制限し、或いは承認を取り消すことができる。

(1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。

銚子市漁業協同組合地方卸売市場業務品質管理要領

第1章 総則

(地方卸売市場業務規程との関係)

第1条 銚子市漁業協同組合地方卸売市場（以下「市場」という。）における取扱品の品質管理については、銚子市漁業協同組合地方卸売市場業務規程に定めるものの外、この要領に定めるところによる。

(品質管理の責任者)

第2条 市場における取扱品の品質管理を推進するため、市場長を品質管理責任者とし、第3条に規定する事項を遵守する。

(品質管理の高度化のための事項)

第3条 市場開設者及び利用者は、取扱品の品質管理の高度化を図るために、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 市場への生鮮魚介類の陸送、搬入等においては、水氷等により温度管理を実施し、品質保持を行う。
- (2) 荷受作業は、卸売施設の屋根の下で行い、取扱品を直射日光や降雨に晒されないように行う。
- (3) 多獲性魚については、品質の低下を防止するため見本による入札を行う。
- (4) 鮮度保持のため、短時間に効率のよい水揚、選別、計量、陳列、入札等を行う。
- (5) 卸売場へトラックを乗入れる場合は、品質管理者の了解を得る。
- (6) 物品の仕分けは、品質管理責任者が指名する職員が外観、鮮度等に注意の上行う。尚、出荷者が仕分けを行う場合は、上記職員の指示に従い行う。
- (7) 物品は、床面に直に置かず、専用の容器に入れて陳列、入札を行うよう努める。
- (8) 生鮮魚介類の仕分け、陳列にあたり、素手による接触を禁止する。
- (9) 取引終了後、買受人は落札品の鮮度保持に努めると共に、速やかに搬出を行う。
- (10) 搬出時における輸送車両のアイドリングを禁止する。
- (11) 指定場所以外での喫煙及び飲食を禁止する。
- (12) 市場内では清潔な容器、器具の使用に努める。
- (13) 市場内では清潔な作業着、長靴等の着用を努める。
- (14) 業務開始前及び業務終了後に清掃を行い、市場内の清潔を保持する。
- (15) 業務終了後は、関係者以外の市場内への立ち入りを禁止する。

附則 この規程は、平成18年1月11日より実施する。